第２　分割会社および承継会社の商号、住所
１　分割会社（更生会社）
商号：株式会社武富士　住所：東京都新宿区西新宿８丁目15番１号
２　承継会社
商号：株式会社ロプロ　住所：大阪市中央区北浜４丁目４番12号
第３　承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項
１　承継会社が吸収分割により承継する更生会社の消費者金融事業に関して有する権利義務は、【別表17承継する資産等一覧表】記載のとおりとする。
２　吸収分割による債務の承継については、免責的債務引受けの方法による。
第４　吸収分割に際して交付する金銭
吸収分割に際して承継会社が更生会社に交付する金銭は金252億1342万0456円とする。
ただし、承継する資産または負債の増減がある場合には、管財人は、裁判所の許可を得て、金額の調整を行うものとする。
第５　分割期日
吸収分割の分割期日は、平成24年３月１日とする。
ただし、管財人は、合理的な必要がある場合には、裁判所の許可を得て、これを変更することができる。
別表17　省略

東京地方裁判所民事第８部

包括的禁止命令

平成２３年（再）第１号
宮崎県都城市中町14街区15号
再生債務者　大浦株式会社
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始決定があるまでの間、全ての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成23年12月28日　　宮崎地方裁判所民事部

平成２３年（再）第２号
宮崎県都城市中町14街区15号
再生債務者　株式会社大丸友の会
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始決定があるまでの間、全ての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成23年12月28日　　宮崎地方裁判所民事部

監 督 命 令

平成２３年（再）第３号
福井県鯖江市和田町第22号５番地
再生債務者　藤本　昌宏
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　福井市大手３丁目14番12号　黒田法律事務所　弁護士　黒田外来彦
平成23年12月27日

福井地方裁判所民事部破産・再生係

平成２３年（再）第３号
沖縄県豊見城市字座安332番地の４
再生債務者　株式会社大雄土木
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　那覇市泉崎２丁目10番３号　泉崎つねビル303号　美ら島法律事務所　弁護士　横江　　崇
平成23年12月26日

那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（再）第４号
沖縄県豊見城市字座安332番地４
再生債務者　合資会社大雄産業
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　那覇市泉崎２丁目10番３号　泉崎つねビル303号　美ら島法律事務所　弁護士　横江　　崇
平成23年12月26日

那覇地方裁判所民事第３部

再生手続開始

平成２３年（再）第３号
群馬県佐波郡玉村町大字福島80番地１
再生債務者　株式会社香樹舎
１　決定年月日時　平成23年12月28日午後３時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年１月25日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年２月24日から平成24年３月２日まで

前橋地方裁判所民事部

平成２３年（再）第４号
岐阜県養老郡養老町橋爪1553番地の９、登記簿上の本店所在地岐阜県養老郡養老町蛇持331番地
再生債務者　株式会社みつばちの郷
代表者代表取締役　西尾　利也
１　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年１月30日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年２月27日から平成24年３月12日まで

岐阜地方裁判所

管理命令取消

平成２３年（再）第１号
山梨県笛吹市一宮町上矢作191番地１
再生債務者　明和醸造株式会社
主文　平成23年２月14日にした管理命令を取り消す。
平成23年12月28日　　甲府地方裁判所民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第２号
京都市左京区下鴨狗子田町３番地の２
再生債務者　医療法人社団誠仁會
１　決議に付する再生計画案　平成23年11月30日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成24年２月21日午後３時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成24年２月14日
平成23年12月27日

京都地方裁判所第５民事部

再生計画認可

平成２３年（再）第１３号
大阪市西区南堀江３丁目３番９号
再生債務者　株式会社平田家具
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成23年12月21日

大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

平成２２年（再）第３号
新潟市東区下木戸２丁目28番５号
再生債務者　新建機材株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　本件再生計画は遂行された。
平成23年12月27日　　新潟地方裁判所民事部

平成１９年（再）第３号
長野県東筑摩郡山形村字北野尻8040番地１
再生債務者　株式会社かねなか
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成23年12月26日　長野地方裁判所松本支部

再生計画変更

平成２１年（再）第１号
長野県中野市大字更科468番地１
再生債務者　長野技研株式会社
１　主文　本件変更計画案のとおりに再生計画を変更する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件変更計画案には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年12月26日　　長野地方裁判所民事部

平成２１年（再）第２号
長野県松本市大字笹賀3039番地
再生債務者　笹賀管理株式会社
１　主文　本件変更計画案のとおりに再生計画を変更する。
２　理由の要旨　本件変更計画案は、再生債務者に不利な影響を及ぼすものと認められず、民事再生法187条１項所定の「やむを得ない事由」が認められる。
平成23年９月12日　　長野地方裁判所民事部